5　漁海況の見通しが３又は４の表に定める漁獲可能量の基礎とした資源評価から想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合には、速やかに資源を再評価し、漁獲可能量の改定を行うものとする。

また、その際、まいわしについては、海洋環境条件により資源状態が急激に増減するというその生物学的特性を踏まえ、漁業経営に悪影響を及ぼさないように、制度の運用を行うものとする。

6　漁獲可能量の管理を適切に行っていくためには、第１種海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見が必要であり、このため今後とも科学的知見を更に充実かつ緻密化していくこととする。

第４　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数　　量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	163,700
3	まあじ	大中型まき網漁業	93,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	339,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	464,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	39,800
		大中型まき網漁業	12,200
		いか釣り漁業	49,300
		小型するめいか釣り漁業	67,300
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,951

（注１）指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成６年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第１条第１項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第３条第１項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の３の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数　　量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	
3	まあじ	大中型まき網漁業	80,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	237,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	
		大中型まき網漁業	
		いか釣り漁業	
		小型するめいか釣り漁業	
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

（注１）指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の４の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

（注３）さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第５　指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

１　第４の１の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操　業　区　域	数　　量
1	すけとうだら	(1)　日本海の海域	4,200
		(2)　オホーツク海の海域	52,500
		(3)　太平洋の海域	107,000
2	ずわいがに	(1)　A海域	2,826
		(2)　B海域	30
		(3)　D海域	875
		(4)　E海域	220